

弘前市附属機関設置条例

平成26年3月20日
弘前市条例第2号

改正	平成26年6月30日弘前市条例第31号	平成27年3月19日弘前市条例第4号
	平成27年3月19日弘前市条例第13号	平成27年3月19日弘前市条例第15号
	平成27年3月19日弘前市条例第17号	平成27年7月6日弘前市条例第25号
	平成27年9月29日弘前市条例第40号	平成27年12月21日弘前市条例第51号
	平成28年3月18日弘前市条例第9号	平成28年3月18日弘前市条例第10号
	平成28年12月16日弘前市条例第34号	平成29年3月17日弘前市条例第2号
	平成29年6月23日弘前市条例第16号	平成29年12月15日弘前市条例第21号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

本条…一部改正〔平成26年条例31号〕

(設置)

第2条 市に附属機関を設置し、その名称、担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから市長（教育委員会に設置する附属機関にあっては教育委員会。農業委員会に設置する附属機関にあっては農業委員会）が委嘱又は任命する。

本条…一部改正〔平成27年条例51号〕

(職務権限)

第4条 別表に掲げる附属機関は、同表の担任する事務の欄にそれぞれ定める事務について調停、審査、審議又は調査等を行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市規則、教育委員会規則及び農業委員会規則で定める。

本条…一部改正〔平成27年条例51号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年弘前市条例第21号）
- (2) 弘前市特別職報酬等審議会条例（平成18年弘前市条例第37号）
- (3) 弘前市社会福祉問題対策協議会条例（平成18年弘前市条例第99号）
- (4) 弘前市予防接種健康被害調査委員会条例（平成18年弘前市条例第125号）
- (5) 弘前市都市公園管理審議会設置条例（平成18年弘前市条例第151号）
- (6) 弘前市総合計画審議会条例（平成19年弘前市条例第1号）
- (7) 弘前市農政審議会条例（平成19年弘前市条例第7号）
- (8) 弘前市自治基本条例市民検討委員会条例（平成24年弘前市条例第3号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている機関は、この条例により設置された機関となり、同一性を持って存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第3条の規定により委員に委嘱又は任命された者とみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、別表の規定にかかわらず、施行日におけ

る委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成26年 6 月30日弘前市条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

- 2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年 3 月19日弘前市条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行します。（後略）

附 則（平成27年 3 月19日弘前市条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

- 2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年 3 月19日弘前市条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、同項の規定によりなお従前の例により在職する教育長及び教育委員会の委員長については、第 1 条の規定による改正後の弘前市職員定数条例（第 1 条の改正規定を除く。以下同じ。）、第 2 条の規定による改正後の弘前市職務に専念する義務の特例に関する条例、第 3 条の規定による改正後の弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例、第 4 条の規定による改正後の弘前市特別職の職員の給料等に関する条例、第 5 条の規定による改正後の弘前市職員等の旅費に関する条例、第 6 条の規定による改正後の弘前市特別職の職員の退職手当支給条例及び第 8 条の規定による改正後の弘前市附属機関設置条例の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の弘前市職員定数条例、第 2 条の規定による改正前の弘前市職務に専念する義務の特例に関する条例、第 3 条の規定による改正前の弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例、第 4 条の規定による改正前の弘前市特別職の職員の給料等に関する条例、第 5 条の規定による改正前の弘前市職員等の旅費に関する条例、第 6 条の規定による改正前の弘前市特別職の職員の退職手当支給条例、第 8 条の規定による改正前の弘前市附属機関設置条例及び第 9 条の規定による廃止前の弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年 3 月19日弘前市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行します。

附 則（平成27年 7 月 6 日弘前市条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

- 2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年 9 月29日弘前市条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年12月21日弘前市条例第51号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条中弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）第1条、別表第2（

「たばこの健康被害防止対策協議会の委員」
を

「たばこの健康被害防止対策協議会の委員
農業委員会委員選考委員会の委員」
に、

「市立郷土文学館運営委員会の委員」
を

「市立郷土文学館運営委員会の委員
農地利用最適化推進委員選考委員会の委員」
に改める部分に限る。）及び別表第3の改正規定並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日弘前市条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（準備行為）

2 第11条の規定による改正後の弘前市附属機関設置条例の規定に基づき設置される弘前市行政不服審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月18日弘前市条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年12月16日弘前市条例第34号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日弘前市条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成29年6月23日弘前市条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)

2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年12月15日弘前市条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に弘前市総合計画審議会の委員に委嘱されている者の任期は、従前の任期が満了した日後の最初の総合計画の策定までとする。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期
弘前市総合計画審議会	総合計画並びに地方版総合戦略の策定及び変更等に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民	24人以内	委嘱の日から次期総合計画の策定まで
(以下略)				